## 独立行政法人労働者健康福祉機構 平成18年度計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条第1項の規定により、 平成16年4月1日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働 者健康福祉機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、平成18年度の年度計画を定める。

なお、平成18年度計画の策定に当たっては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)及び平成18年度に予定されている診療報酬改定を含む医療制度改革を踏まえたところである。

平成18年3月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 伊 藤 庄 平

- 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。
- (1)本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用により理解度の向上に努める。

また、病院毎の財務分析等の機能を強化するため、労災病院の事務局組織の 見直しを行い、新たに経営企画課を設置する。

(2) 施設の業務目標、部門の業務目標の達成を確実なものとするため、管理職については、個人別の役割目標を設定し、PDCAによるマネジメントとして実施する。

また、勤勉手当について施設業務実績を反映した形に改定するとともに、年功的な管理職手当について見直しを行う。

- 2 一般管理費・事業費等の効率化
- (1) 一般管理費(退職手当を除く。) については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施等に努める。

また、事業費(労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。)については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減、保守契約内容の見直し等により節減に努める。

(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場 価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。

なお、こうした努力にもかかわらず、平成18年度に予定されている診療報 酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、当該交付 金の割合をできるだけ低下させるよう、取組を計画的に推進する。

(3)人件費については、「行政改革の重要方針」及び診療報酬の改定を踏まえた 所要の削減を行う。

併せて、その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえた所要の対応を行うこととする。

- 3 労災病院の再編による効率化
- (1) 「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)において 平成18年度が廃止期限とされた岩手労災病院については、統廃合対象病院毎 に作成した「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成 19年3月31日までに廃止する。
- (2) 平成19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた 準備を進める。
- 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 1 業績評価の実施、事業実績の公表等
- (1)業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針を作成するとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。

また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する 事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果を業務運営 に反映する。

なお、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。

(2)業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。

#### 2 療養施設の運営業務

(1) 勤労者医療の中核的役割の推進

勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターでは、次のとおり取り組む。

なお、アスベスト問題に対しては、アスベスト関連疾患分野として粉じん等

による呼吸器疾患分野から独立させ中核病院を定めて重点的に研究開発を行っていくとともに、労災病院内に設置したアスベスト疾患センターにおいて、アスベスト関連疾患の診断・治療・症例の収集及び医療関係者等への知見の提供を実施する。

① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図るため、各労災疾病研究センターにおいて、中期計画の別紙13分野の研究テーマ毎に、次のような取組を行う。

なお、研究・開発の実施に当たっては、産業医科大学等他の研究機関と連携を図るとともに、医師以外のコメディカル部門について参画を促進する。

- ア 「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を活用して、全労災病院 から研究・開発に必要な臨床データ等を集積するとともに、その評価・分 析を行う。
- イ 研究開発されたモデル医療等の普及を図るため、次のような取組を行 う。
  - i 高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース(ホームページ)を構築し、既存(※)のデータ・ベース(ホームページ)と併せてアクセス件数4万7千件以上を得る。

#### 【※既存データ・ベース (ホームページ)】

- ・身体への過度の負担による筋・骨格系疾患
- 振動障害
- ・化学物質の曝露による産業中毒
- ・粉じん等による呼吸器疾患
- ・職場復帰のためのリハビリテーション
- 勤労者のメンタルヘルス
- ・四肢切断、骨折等の職業性外傷
- ・せき髄損傷
- ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する。
- ウ 各研究開発計画の中間評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会 医学研究評価部会を開催し、研究開発計画の達成度、コストパフォーマン スを含めた研究開発計画の妥当性等について評価を実施する。

また、その結果を研究開発計画の改善に反映する。

#### ② 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ10万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万4千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千人以上実施するとともに、利用者満足度調査を実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。

- ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等し、指導・相談業務等に活用する。
- イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施 時間帯の設定に配慮するとともに、企業への出張講習等を積極的に行う。
- ウ 利用者の満足度調査と併せて、企業の事業主及び健康管理者を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査、指導・相談等が勤労者の健康確保にどの程度寄与しているかを検証するためのセンター利用者を対象とした健康改善度についての調査研究を実施し、業務の改善に反映する。

### ③ 勤労者医療の地域支援の推進

地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労 災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診 療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。

- ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化する ことにより、40%以上の患者紹介率を確保する。
- イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師 及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯 に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をF AXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人 以上を対象にモデル医療の普及を行う。
- ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万1千件以上の受託検査を実施する。
- エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を地域支援業務の改善に反映する。
- ④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供
  - ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。
    - i 分野毎の臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院へ

フィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行う。

- ii 労災看護専門学校において、勤労者医療に関する特別講義(75時間4単位)を含む新カリキュラムに基づき、専門的知識を有する看護師を 育成する。
- iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。
- iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の 向上を図るため、次のとおり取り組む。
  - (i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を 盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて医師臨床研修に積極的に 取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。

また、労災疾患に意欲を燃やす医師を確保するため、初期臨床研修から後期研修を盛り込んだ労災病院の研修医募集ガイドブックを作成し、医学生に配布する。

(ii) 研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、勤労者医療に関する研修内容をはじめとする専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に反映させる。

また、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の 受講後における伝達研修の充実を図る。

- v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との 連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療ス タッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患 者を受け入れる。
- イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。
  - i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審する。
  - ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化の ためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活 用を推進する。
  - iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善

に反映する。

iv 安全な医療を推進するため、全病院に導入した「医療安全チェックシート」を活用した取組を継続し、医療安全に関する問題点の改善を図るとともに医療安全への質の向上を図るため、全病院をグループ分けし、「労災病院間医療安全相互チェック」を全ての病院で実施する。

また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、 各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年 2回以上実施するとともに医療安全推進週間に参加する。

なお、医療の安全性及び透明性の向上のため、医療事故に関するデータの公表に向けて所要の準備を開始する。

## ⑤ 行政機関等への貢献

ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。

イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科 にわたる事案については院内の連携を密にする。

#### (2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。

また、職業リハビリテーションセンターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、さらに連携すべき業務を検討する。

② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。

また、せき髄損傷者職業センターとの効果的かつ効率的な業務運営をする 上で、さらに連携すべき業務を検討する。

#### 3 健康診断施設の運営業務

海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行う。

#### (1) センター利用者の確保等

① 海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講演会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保すると

ともに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。

また、新型インフルエンザの対応など海外派遣企業での感染症危機管理の 支援を重点的に行う。

- ② センター利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。
- ③ 「海外勤務による生活習慣病の健康への影響についての解析」(平成16年~平成18年の3年計画の3年目)及び「メンタルヘルス不全に影響を及ぼす諸要因の解明」(平成16年~平成18年の3年計画の3年目)についての調査研究を実施するとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万8千件以上のアクセスを得る。
- (2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を 行う。
  - ① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。
  - ② 海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、 翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。
  - ③ 海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。
- 4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うため の施設の運営業務

労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。

(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

産業保健関係者に対し、次のような取組を行うことにより延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。

また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、アスベスト問題への対応等、現下の産業保健情勢等を踏まえ、ニーズに応じた研修及び相談を実施する。

さらに、研修・相談等の実施が労働者の健康状況の改善に寄与した効果等について実態調査を行い、その結果を研修・相談等の業務運営に反映させる。

① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み(計画-実施-評価-改善を継続的に実施する仕組み)を継続的に運用する。

また、実践的な研修の拡大を図るとともに、労働安全衛生法の改正を踏ま えた過重労働・メンタルヘルス問題に対応した研修及び産業医等産業保健関 係者に対し働く女性の母性健康管理に関する研修を実施する。

さらに、利便性の一層の向上を図るため、インターネット、情報誌を用いた研修案内を更新し、研修の申込受付を継続して実施する。

② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確保し、専門的見地から相談に対する回答を行う。

さらに、労働安全衛生法の改正を踏まえ、過重労働による健康障害防止に 的確に対応するため、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家の一層の拡充を 図る。

また、利便性の向上を図るため、ホームページへ掲載する頻出の相談を充実するとともに、インターネット、FAXによる相談の受付を継続して実施する。

(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助

産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような 取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。

- ① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。これらによりホームページのアクセス件数については40万件以上得る。
  - また、ビデオ・図書リストの隣接センター間での共有化、ホームページ上 での公開等、貸出サービスの向上により貸出件数の増加を図る。
- ② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、 東京、大阪で新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年 1回以上能力向上のための研修を実施する。

事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、 事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。

5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務

助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。

#### (1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保

助成金の効果的・効率的支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに、評価結果については、ホームページ等で公表する。

また、助成金については、助成の効果等についての定量的な測定やアンケート調査を実施し、その結果等の分析を行う。

# (2) 助成金に関する周知

ホームページに助成金に関するQ&Aを引き続き掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。

また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。

さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行うとともに、周知活動の効果を把握するため、ホームページのアクセス件数や情報誌の読者アンケートを実施する。

#### (3) 手続の迅速化

事務処理用コンピュータ新システム及び支給業務マニュアルにより、申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図るとともに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の継続事業場(2年目・3年目)における事務処理等の負担軽減を図るため、支給申請様式のプレプリント化を実施する。

また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類 審査の徹底を指示するとともに、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を 実施する。

なお、不正受給が発生した場合は、速やかに公表する。

#### 6 未払賃金の立替払業務

#### (1) 立替払の迅速化

平成17年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に平均で30日以内を堅持するため、次の措置を講ずる。

- ① 審査マニュアル及び疑義事例集を作成し、新任職員研修に活用する。
- ② 原則週1回の立替払いを継続する。
- ③ 請求書の記載方法や立替払制度等を解説した破産管財人等向けのパンフレットの配付先をさらに増やすとともに、制度や手続きを紹介するホームページの内容を更新し、情報提供の充実を図る。

#### (2) 立替払金の求償

賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。

① 事業主等への求償等周知 事業主等に対し立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使に関するホーム ページ、パンフレット等により、さらなる周知徹底を図る。

- ② 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確 実な参加及びインターネットによる清算・配当情報を収集する。
- ③ 再建型における弁済の履行督励 再建型である民事再生事案等については、再生債務者等に対して債務承認 書又は弁済計画書の提出督励及び弁済督励を行う。

#### 7 リハビリテーション施設の運営業務

- (1)入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者毎の社会復帰プログラムに 則り、定期的(3ヶ月に1回程度)にカウンセリングを実施するなどの支援を 行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。
- (2) 都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援するとともに、社会福祉関係機関と連携し自宅等への社会復帰を支援する。
- (3) 作業所の効率的活用の観点から早期の再編を目指し、必要な準備を進める。

#### 8 納骨堂の運営業務

産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談及び植栽による環境美化を行う。

また、産業殉職者合祀慰霊式当日の参列者のほか、日常時における参拝者に対する満足度調査について年間を通して実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。

## 第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び 次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。
- (1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設 基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、 労災病院間の共同購入等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準 を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。

なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成18年度に予定されている診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、近い将来、収支相償(損益均衡)が確実に展望できるような経営基盤を実現するよう、取組を計画的に推進する。

(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への年度別償還計画を確実に実行する。

また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額626百万円を回収する。

- 2 予算 別紙1のとおり
- 3 収支計画 別紙2のとおり
- 4 資金計画 別紙3のとおり
- 第4 短期借入金の限度額
- 1 限度額 4,025百万円
- 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等
- 第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし
- 第6 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健 康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

- 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 1 人事に関する計画
- (1) 方針
  - ① 環境の変化等に応じた弾力的な組織運営を進める観点から、労災病院を中心とした施設間の人事交流を推進するための制度を構築するとともに、当該制度の積極的活用と今後の定着化を図るため職員へのPRや動機付けに取

り組む。

- ② 優秀な人材を幅広く確保するための新たな取組みとして、本部と施設の協同により地域毎に学校訪問や採用説明会等を実施する。
- (2) 人員に係る計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△6人を削減し、780人以内とする。

- 2 施設・整備に関する計画
- (1) 労災病院に係る計画

勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。

① 病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災 病院、九州労災病院

② 予定額

総額 11,288百万円

(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。 予定額 689百万円

(3) 吹付けアスベスト等に係る計画

平成17年度に実施した施設における吹付けアスベスト状況調査の結果に 基づき、引き続きアスベスト対策工事を実施する。

(4) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画

「施設別保全台帳」を基に規模・用途に応じた標準ライフサイクルコストを設定し、各施設の改修投資の平準化を図る。

# 年 度 計 画 予 算

# 平成18事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位:百万円)

(力) 割有) 健康怕性機件/	(単位:日刀円)
区別	金額
収 入 運営費交付金 施設整備費補助金 その他の国庫補助金 民間借入金 求償権回収金 貸付金利息 貸付回収金 業務収入 受託収入 業務外収入	3 1 9, 7 3 8 1 1, 2 8 1 1 1, 9 7 7 1 9, 2 1 4 4, 1 6 3 1 0, 8 0 0 1 1 3 1, 4 8 5 2 5 8, 6 1 8 5 2 2, 0 3 4
支 出 業務経費 本部業務関係経費 病院業務関係経費 施設業務関係経費 產業保健業務関係経費 施設整備費 受託経費 借入金償還 支払利息 一般管理費 物件費 人件費 退職手当	309, 385 269, 412 1, 238 230, 621 7, 803 29, 528 222 11, 977 52 5, 770 243 21, 931 7, 339 12, 950 1, 642

(注釈1) 診療報酬改定影響額については見込んでいない。

(注釈2)金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 〔人件費の見積もり〕

18年度101,994百万円を支出する。

# 収 支 計 画

# 平成18事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位:百万円)

(万) 两百 医冰田 正极 円/	(中匹・ログロ)
区別	金額
費用の部	297, 982
経常費用	297, 303
医療事業費	273,796
未払賃金立替払業務費用	19,446
一般管理費	3, 693
財務費用	3 6 8
臨時損失	6 7 9
収益の部	293, 409
経常収益	293, 260
医療事業収入	258, 256
運営費交付金収益	11, 176
施設費収益	1, 389
補助金等収益	19,806
寄付金収益	0
財務収益	1 4 6
その他の収入	2, 486
臨時利益	1 4 8
純利益	△ 4, 574
目的積立金取崩額	0
総利益	△ 4, 574

(注釈1) 診療報酬改定影響額については見込んでいない。

(注釈2)金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

# 資 金 計 画

# 平成18事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位:百万円)

(万) 南古 足水 田 正 风 田 /	(十匹・日/711)
区別	金額
₩	2.0.1
資金支出	3 9 1, 6 4 9
業務活動による支出	282, 552
投資活動による支出	16,936
財務活動による支出	8, 188
次年度への繰越金	83, 973
資金収入	391,649
業務活動による収入	303,824
業務収入	268,603
運営費交付金による収入	11, 281
国庫補助金による収入	19,214
未収財源措置予定額収入	1 4 3
その他の国庫補助金収入	19,071
その他の収入	4, 726
投資活動による収入	11,977
施設整備費補助金による収入	11,977
その他の収入	0
財務活動による収入	4, 163
前年度よりの繰越金	71,684
	1

(注釈1) 診療報酬改定影響額については見込んでいない。

(注釈2) 未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

(注釈3)金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。